

目次

1. 総合チェック表(資料配付、説明等施行).....1
2. 「医療観察法の通院医療を始めるにあたって」・2
3. 「あなたの権利に関するお知らせ」.....6
4. 「医療観察法制度説明、用語解説等」.....8
5. 通院処遇関連 ツール&模擬様式等.....27
 - ①通院処遇対象者フェイスシート.....28
 - ②ケア計画週間予定表(様式+記入例).....29
 - ③個別治療計画書(様式).....31
 - ④緊急対応カード[グリーンカード](様式等)・32
 - ⑤対象者配布用パンフレット.....34
 - ⑥家族配布用パンフレット.....38



通院導入 ハンドブック 総合チェック表(資料配付、説明等施行)

配布資料/文書名	資料掲載/作成	資料配付のみ	読み合わせ&説明	施行日
「通院開始告知書」《初回日配布&読み合わせ推奨》	ハンドブック 掲載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
「権利に関するお知らせ」	ハンドブック 掲載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
処遇実施計画 《初日読み合わせ推奨》	保護観察所 作成	/	<input type="checkbox"/>	年 月 日
クライシスプラン 《初日読み合わせ推奨》	保護観察所 作成	/	<input type="checkbox"/>	年 月 日
対象者・制度説明用パンフレット 《初回日配布推奨》	ハンドブック 掲載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
家族 制度説明用パンフレット 《初回日配布推奨》	ハンドブック 掲載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
通院等ケア計画週間予定表 《初回日配布推奨》	指定通院医療機関 作成 (模擬様式/ハンドブック掲載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
個別治療計画 《初回日配布&読み合わせ推奨》	指定通院医療機関 作成 (模擬様式/ハンドブック掲載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
緊急時対応カード(グリーンカード)	指定通院医療機関 作成 (模擬様式/ハンドブック掲載)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【全6回】 ※必要に応じて施行/順序入替可				施行日
通院導入時制度説明プログラム【第1回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 I 医療観察法等とは ①医療観察法の目的 ②「抗告申立て」、「医療終了申立て」について				年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【第2回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 II 医療観察法における通院処遇(通院医療)とは? ①指定通院医療機関 ②保護観察所				年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【第3回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 III 通院処遇(通院医療)の期間				年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【第4回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 IV「(地域)処遇の実施計画」とケア会議 ①「(地域)処遇の実施計画」②ケア会議				年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【第5回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 V 医療観察法における通院医療と精神保健福祉法による入院 ①指定通院医療機関における精神科入院の医療費 ②任意入院(自らの意志に基づいた入院) ③精神科医療における自らの意志に基づかない入院形態について※医療保護入院 措置入院				年 月 日
通院導入時制度説明プログラム【第6回】 「医療観察法制度説明、用語解説等」 VI精神科リハビリテーションと訪問援助 ①デイケア・ナイトケア ②デイケア ③ナイトケア④精神科作業療法 ⑤訪問看護				年 月 日

____年 ____月 ____日

医療観察法の通院医療を始めるにあたって

____様

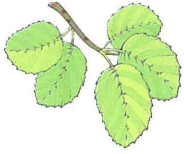
■医療観察法の目的

医療観察法の目的は、あなたの社会復帰を促進することです。そのためには、指定通院医療機関での継続的な通院治療が必要となります。また、必要があれば、保護観察所などより、あなたへの指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図るように定められています。

実際の医療観察法によるあなたへの治療や社会復帰等の援助は、指定通院医療機関と保護観察所を中心に、地域の保健所や行政機関(都道府県、市区町村)、社会復帰関連施設なども協力して行うことになっています。

- 1.あなたは、____年 ____月 ____日 ____地方裁判所における審判の決定に従い、____年 ____月 ____日より、当院において「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法と略す)に基づく通院医療を開始します。
- 2.この通院医療は、____保護観察所で定められた「処遇実施計画書」に基づき、当院の医療チーム(多職種チーム)により作成された「個別治療計画書」或いは、当院の規則等に従って実施されます。
- 3.この通院医療は、あなたに義務として課されたものです。あなたの今回の行為の原因となった精神障害を再発、悪化させないように継続的な医療を受けていただきます。それにより同様の他害行為に及ぶことのないようにするとともに、あなたが再び社会で生活できるよう、当院においては____チームがあなたを親身になって支えていくものです。病状に関することや生活上の困ったことがあれば、主治医や____チームの窓口となっている担当者(「緊急時の連絡・対応方法の表」が配布されていれば、その連絡先)に早めに相談するようにして下さい。
- 4.この通院医療は原則として3年間で終了し、一般の精神科通院医療に移っていただきますが、安定した医療及び観察を継続できず、不安定な病状が続く時などは、その後2年間まで延長されることになっています。
また病状の悪化などにより通院医療では対処できないときには、一時的に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、精神保健福祉法と略す)による入院や、医療観察法の入院処遇の申立てが行われることもあります。

【本人配布用】



この「医療観察法の通院医療を始めるにあたって」は、通院処遇の導入における最低限必要な事項をできるだけコンパクトにまとめたものです。内容は、医療観察法の目的、通院処遇の制度、対象者の義務と権利について、それぞれの概要を簡単に説明しています。この用紙を、そのまま、対象者に配布のみしている医療機関もありますが、できるだけ対象者と一緒に、読み合わせながら説明することで、対象者の理解も深まり、また、指定通院医療機関側でも、対象者の意向や傾向など、対象者についてのより深い理解につながると思います。

読み合わせの仕方としては、精神保健福祉法での入院時告知のようではなく、今後の通院処遇について、一緒に考えていくようなイメージで行うと良いと思います。また、対象者の理解度に応じて、ゆっくり説明する、具体的に話すなどの配慮も必要となります。

この「医療観察法の通院医療を始めるにあたって」は、通院処遇の導入における最低限必要な事項ですので、各指定通院医療機関で、その他に必要な説明事項があれば、その指定通院医療機関で追加の説明を行ってください。

■医療観察法の目的

この部分は、医療観察法の目的について説明する。この文章は、医療観察法の第1条とほぼ同じです。ここでは、この法律の最終的な目的が「社会復帰であること」、①「指定通院医療機関での継続的な通院治療が必要である」ため、裁判所から「通院処遇決定」が出たこと、そして、②「その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止する」ために、「保護観察所などより、あなたへの指導」があることなどを説明する。〔参照：「Ⅰ-①医療観察法の目的」〕

※以下、〔参照：〇〇〕は、【医療観察法制度説明、用語解説等】章内の各項目のこと

1. 医療観察法審判の決定事項を対象者と改めて確認します。対象者が、裁判所からの通院処遇決定の文書を持っていれば、それを一緒に確認することも良いでしょう。
2. 保護観察所の「処遇実施計画」の実物を見ながら、特に「①通院医療」の記載内容を対象者と確認していく。※「直接通院」の場合、まだ、できていないこともあります。指定通院医療機関の「個別治療計画書」ができていれば、今後の予定とあわせて、くわしく説明してください。
〔参照：「Ⅱ医療観察法における通院処遇(通院医療)とは?」「Ⅳ-①(地域)処遇の実施計画」と②ケア会議〕
3. 対象者の「通院医療の義務」と「相談の必要性、有効性」を説明する。
〔参照：「Ⅳ-①(地域)処遇の実施計画」と②ケア会議〕
4. 医療観察法が、「標準で想定している通院医療の期間」、「延長の可能性」および「終了後の精神保健福祉法による医療への移行」について、「指定通院医療機関での入院」、「医療観察法の再入院」について説明する。

【Staff Only】

一方、病状が回復安定し、精神科医療の必要性がなくなるか、自立して精神科医療を継続し社会で生活していくことが可能であると判断されれば、3年を経ないうちに通院医療（通院処遇）が終了されることもあります。

なお、あなたには次のような権利があります。

①通院医療の決定に対する抗告（決定から2週間以内）をすること

②通院医療の終了申立てをすること

あなたの通院医療の終了や継続などの決定は、原則、裁判所の判断で行われます。そのため、あなたが、通院医療の終了申立を行っても、終了決定があるまでは、通院医療の継続が必要となります。ご不明な点は、社会復帰調整官にお尋ね下さい。

5.この通院医療は、原則として前期、中期、後期通院医療の3期に分けて行われます。

前期では、通院医療に早くなじんでいただき、病院のスタッフと互いに信頼し協力して医療を継続していくことが大切です。

中期では、少しずつ社会活動への参加の試みが始まり、それを定着させていくことが目標となります。しかし社会参加の機会が増えるに従い、ストレスや気の緩みなどで病気の管理がおろそかになり、病状が不安定になる場合もあるので注意が必要です。

後期では、通院処遇の終了、一般通院医療への移行を意識した取組みが始まります。地域社会への参加が継続され拡大される中で、病気の自己管理をしながら安定した社会生活を送れるようになることが最大の目標となります。

6.この通院医療は、通院処遇の終了決定をもって終わります。

通院処遇の終了の目安としては、

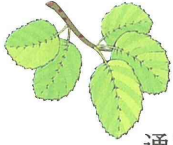
- 病状が改善し、後期通院医療において一定期間病状の再発がみられない。
- 処遇終了後、継続的な治療（通院、訪問看護等）が安定して実施できる。
- 処遇終了後、服薬管理、金銭管理等の社会生活能力が確保されている。
- 処遇終了後、安定した治療を継続できるための環境整備、支援体制が確立している。
- 緊急時の介入方法について地域における支援体制が確立している。

などとされています。

7.この通院医療は公費で行われますが、精神保健福祉法による入院と身体合併症の治療に要する医療費、あるいはデイケアや訪問看護の交通費は自己負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

8.この通院医療で最も大切なことは、自分の病気をよく理解して、その再発や悪化を招かないよう服薬等の定められた通院医療を定期的に継続することです。それにより病状の安定が続くことで再び社会生活ができるようになっていきます。病院スタッフはそのための支援をしていきますので、あなたもこの通院医療に積極的に協力して下さいをお願いします。

【本人配布用】



通院開始の告知「医療観察法の通院医療を始めるにあたって」の解説②

4. 「抗告」や「医療終了」について説明する。また、その判断は、「裁判所」が行っていることを確認する。また、記載されている対象者の権利についても確認する。〔参照：「Ⅲ通院処遇(通院医療)の期間」「Ⅰ-②「抗告申立て」、「医療終了申立て」について〕〕
5. 前期、中期、後期の治療ステージの内容について説明する。
〔参照：Ⅲ通院処遇(通院医療)の期間〕
6. 通院処遇終了の目安を説明する。また、通院処遇の終了の決定は、裁判所が行う旨、再度、対象者に説明する。
〔参照：Ⅲ通院処遇(通院医療)の期間〕
7. 医療観察法の通院医療における公費負担分と自己負担分について説明する。
〔参照：Ⅴ医療観察法における通院医療と精神保健福祉法による入院〕
8. 対象者自身の治療への積極的な協力が大切である旨、説明する。

【Staff Only】

_____年 月 日

あなたの権利に関するお知らせ

_____様

1. この病院は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」による指定通院医療機関です。
2. あなたの権利
 - 1) あなたは_____地方裁判所にて通院処遇決定となりましたが、裁判所の決定があったから2週間以内であれば、地方裁判所を通して、高等裁判所へ抗告（決定は不服であるという申立て）をすることができます。また抗告が認められなかった場合、最高裁判所へ再抗告することもできます。
 - 2) 治療に関して説明を受ける権利及び治療方針の決定に参加する権利があります。
 - 3) 継続的に通院医療サービス等を受け、安定した生活を過ごしていれば、地方裁判所へ処遇終了の申立てを自分からすることができます。

◆また、「抗告申立て」の期間（「医療観察法による通院処遇(通院医療)」の決定があった日から14日以内）が過ぎた後でも、いつでも、あなたは、医療観察法による(通院)医療の終了を、地方裁判所に申立てることができます。なお、「抗告申立て」、「医療終了申立て」をしている期間中も、地方裁判所による「医療観察法による通院医療」の終了の決定があるまでは、あなたの「医療観察法における通院処遇(通院医療)」を受ける義務は、継続しています
3. あなたの義務

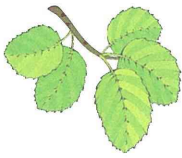
あなたには、原則、裁判所において、通院医療(通院処遇)の終了の決定がなされるまで、通院医療(通院処遇)をきちんと受ける義務があります。病院スタッフ、社会復帰調整官、地域の関係機関職員等と相談しながら、通院医療(通院処遇)を継続してください。

また、一時的に、病状が悪化した場合には、当院あるいは、当院の指定した医療機関に入院してもらう場合があります。

◆あなたが、通院医療を行わなくなってしまうなど、通院医療の継続自体が出来なくなった場合などには、裁判所の決定により、指定入院医療機関への(再)入院となる場合があります。勿論、あなたには、決定から2週間以内に裁判所へ抗告する権利、医療終了の申立を行う権利があります。
4. その他

疑問点、ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当職員にお尋ねください。出来る限り分かりやすく説明いたします。

【本人配布用】



「あなたの権利に関するお知らせについて」の解説

医療観察法では、対象者の権利にかんする説明は、非常に重視されています。そのため、指定通院医療機関によっては、通院開始時の説明文書とは別に、対象者の権利に対する説明文書を配布するところが多くなっています。この「あなたの権利に関するお知らせについて」は、そのような指定通院医療機関の対象者への説明文書をまとめたものです。

「あなたの権利に関するお知らせについて」は、「医療観察通院医療を始めるにあたって」と重複して、同じ権利に関する説明が入っている部分があります。しかし、指定通院医療機関によっては、対象者の権利擁護の説明については、より手厚く扱うこととして、二つとも配布するところもありますし、また、裁判所の通院処遇決定について「抗告」を希望している対象者や、「抗告」期間中の「通院医療」(通院処遇)継続の義務について質問のある対象者に、「あなたの権利に関するお知らせについて」を利用して説明している指定通院医療機関も多くあります。そのため、このハンドブックでは、双方とも掲載することとしました。

それぞれの状況を考慮して、使い分けて頂ければ幸いです。

1. 指定通院医療機関についての確認をします。
2. あなたの権利
 - 1) 抗告について具体的な月日で説明します。また再抗告についても説明します。

※抗告については2週間以内という期限がありますので、注意が必要です。

2) 治療の説明や参加する権利について説明します。

3) 終了の申立てについて説明します。

◆決定までの義務の継続を説明します

【参照:「I-②」「抗告申立て」、「医療終了申立て」について】

※特に、初回通院時は、対象者の緊張が強く、説明や顔合わせも多いという慌ただしい状況なので、対象者の理解が不十分なまま治療が進んでいる事があります。内容が理解されているか、確認しながら進めてください。

また、通院処遇では、ケースによっては、通院医療(通院処遇)が、義務であるという説明に比べ、「抗告」や「終了申立て」など、この制度における対象者の権利の説明が少なくなってしまうことがありますので注意してください。この法律では、「権利」と「義務」を、バランスよく説明していく必要があります

3. あなたの義務
義務について説明します。
4. その他
相談について説明します。



【Staff Only】

【医療観察法制度説明、用語解説等】の利用法について

◆この「医療観察法制度説明、用語解説等」の部分は、医療観察法制度の説明・解説部分であるとともに、『通院導入ワークブック』の各様式の利用法にもなっており、各章、各様式での用語の説明は、この章の部分で行っています。

◆この章は、スタッフ向けであるとともに、対象者との読み合わせ、配布も念頭に入れ作成されておりますので、対象者への配布可能です。必要があれば、対象者への説明、配付資料としてお使いください。

◆また、指定通院医療機関などで、対象者との医療観察制度について、説明などを行うプログラム【全6回】での利用も考慮し作成されています。そのため、以下のⅠ～Ⅵの各項は、医療観察制度を理解しやすい順序で作成されていますが、各項は、それぞれ独立しており、必要な部分のみの説明にも利用出来るようになっております。また、1回のプログラムの施行時間は、30～60分程度、特定の職種での施行を想定せず、原則として、対象者と各項目を読み合わせながら、医療観察制度の通院処遇における最低限の知識が習得できるように作成されています。

【第1回】Ⅰ 医療観察法等とは

【第2回】Ⅱ 医療観察法における通院処遇(通院医療)とは?

【第3回】Ⅲ 通院処遇(通院医療)の期間

【第4回】Ⅳ 「(地域)処遇の実施計画」とケア会議

【第5回】Ⅴ 医療観察法における通院医療と精神保健福祉法による入院

【第6回】Ⅵ 精神科リハビリテーションと訪問援助

【医療観察法制度説明、用語解説等】

【目次】

I 医療観察法等とは

- ①医療観察法の目的 ②「抗告申立て」、「医療終了申立て」について

II 医療観察法における通院処遇(通院医療)とは?

- ①指定通院医療機関 ②保護観察所

III 通院処遇(通院医療)の期間

IV 「(地域)処遇の実施計画」とケア会議

- ①「(地域)処遇の実施計画」 ②ケア会議

V 医療観察法における通院医療と精神保健福祉法による入院

- ①指定通院医療機関における精神科入院の医療費
②任意入院（自らの意志に基づいた入院）
③精神科医療における自らの意志に基づかない入院形態について

医療保護入院 措置入院

VI 精神科リハビリテーションと訪問援助

- ①デイケア・ナイトケア ②デイケア ③ナイトケア
④精神科作業療法 ⑤訪問看護

I 医療観察法とは

① 医療観察法の目的

医療観察法の目的は、あなたの社会復帰を促進することです。そのためには、指定通院医療機関での継続的な通院治療が必要となります。また、必要があれば、保護観察所などより、あなたへの指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図るように定められています。

実際の医療観察法によるあなたへの治療や社会復帰等の援助は、指定通院医療機関と保護観察所を中心に、地域の行政機関(都道府県、市区町村)、社会復帰関連施設なども協力して行うことになっています。

■「抗告申立て」、「医療終了申立て」について(「審判申立てイメージ図」を参照)

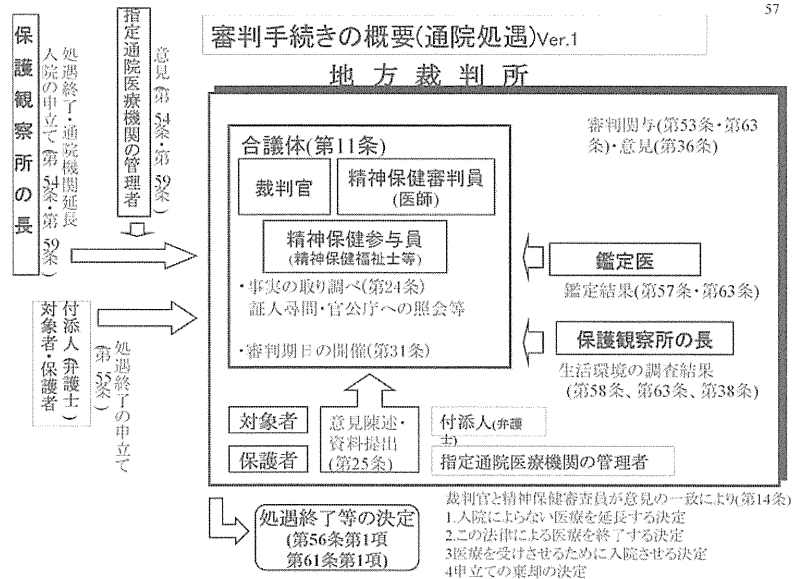
あなたが、地方裁判所の「医療観察法による入院によらない医療」(以下「医療観察法による通院処遇(通院医療)」)の決定あるいは、「医療観察法による通院医療」の継続決定に不服がある場合には、決定があった日から 14日以内に、この地域を管轄する地方裁判所に「抗告申立て」をすることができます。

また、「抗告申立て」の期間(「医療観察法による通院処遇(通院医療)」)の決定があった日から 14日以内)が過ぎた後でも、いつでも、あなたは、医療観察法による(通院)医療の終了を、地方裁判所に申立てることができます。なお、「抗告申立て」、

「医療終了申立て」をしている期間中も、地方裁判所による「医療観察法による通院医療」の終了の決定があるまでは、あなたの「医療観察法における通院処遇（通院医療）」を受ける義務は、継続しています。

これらの手続きや、申立てるための書類については、あなたが住んでいる地域を担当する地方裁判所、あなた

を担当する付添人、保護観察所の社会復帰調整官、指定通院医療機関の多職種チームなどにお気軽にお尋ねください。



II 医療観察法における通院処遇(通院医療)とは？

① 指定通院医療機関

医療観察法により通院することになる医療機関は、一定水準の精神科医療を

提供することができる精神科の医療機関の中から、厚生労働大臣が指定した「指定通院医療機関」によって行われることになっています。

あなたが、裁判所から「医療観察法による通院医療」の決定を受けた場合には、定められた「指定通院医療機関」において、必要な精神科医療を受けることとなります。この指定通院医療機関では、医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士、臨床心理技術者などからなる多職種チームが、あなたの精神科医療に関わる治療・リハビリテーション・社会復帰援助などを行っていくこととなります。

②保護観察所

医療観察法では、法務省の保護観察所が、あなたの地域社会における処遇のコーディネーター役となります。保護観察所では、このような専門的な業務を行うため、精神保健福祉士をはじめとする精神保健及び福祉等の専門職より「社会復帰調整官」を採用し、各地の保護観察所に配属しています。

保護観察所の社会復帰調整官は、あなたの意向と関係機関などの援助方針等を調整するための「ケア会議」を主催したり、あなたの地域での具体的な援助計画である「(地域)処遇の実施計画」を作成したりします。また、あなたの自宅や保護観察所などで、あなたと直接面談をする。あるいは、関係機関からの報告を受けるなどして、あなたの生活状況等を見守ります(これを「精神保健観察」という)。そし

て、社会復帰調整官は、状況に応じて、あなたに適切な助言や指導を行っていくことで、地域において、あなたの継続的な医療とケア(援助)の確保することになっていきます。

医療観察法における保護観察所の業務

- (1) 裁判所における審判時に、対象者の生活環境を調査する
- (2) 入院治療中に、退院後の生活環境の調整を調査する
- (3) 通院治療などについての処遇実施計画を作成する
- (4) 通院治療中に、生活状況等の見守り(精神保健観察)を行う
- (5) ケア会議などを実施し、関係機関の連携を調整する
- (6) 裁判所に対し、「処遇の終了」、「通院期間の延長」、「(再)入院」などの申立てを行う。

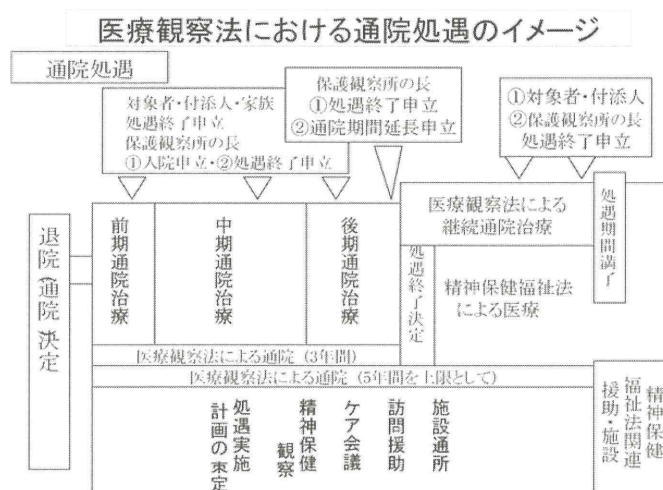
Ⅲ 通院処遇(通院医療)の期間

(「医療観察法における通院処遇のイメージ図」を参照)

「医療観察法における通院処遇(通院医療)」は、あなたが、裁判所により「医療観察法による通院処遇(通院医療)」を受けることを決定された日より開始され、終了

を決定された日に終了します。

医療観察法による通院処遇(通院医療)の期間は、あなたが、医療観察法による通院処遇(通院医療)の決定を受けた日から、原則3年間とさ



れています。ただし、あなたの治療への積極的な意欲や通院処遇(通院医療)に対する協力、指定通院医療機関による治療やリハビリテーション、その他の関係機関の社会復帰援助等により、あなたの病状や病識が改善し、また、あなたへの支援体制がより整ってきた場合などは、医療観察法による通院処遇(通院医療)の期間が短縮されることもあります。医療観察法による通院処遇(通院医療)の期間短縮については、指定通院医療機関を中心とした関係機関の意見などを参考として、保護観察所がそれらの意見を考慮した申立てを行い、最終的には、裁判所の判断

で短縮されることになっています。また、3年を経過する時点で、なお医療観察法による通院処遇(通院医療)の必要であると認められる場合には、裁判所の判断により、2年を超えない範囲で、通院処遇(通院医療)の期間を延長されることがあります。

医療観察制度における通院処遇(通院医療)の期間は、保護観察所が作成する「処遇の実施計画」に基づき、対象者個々の病状や生活環境に応じて、必要となる医療、精神保健観察、援助等が提供されることになっています。具体的には、対象者は、指定通院医療機関による通院し、デイケアや訪問看護などを受けながら、保護観察所による精神保健観察や行政機関、精神障害者等福祉関係機関により行われる各種援助などの必要な福祉サービスなどを受け、病状の改善と社会復帰に努めることになっています。

また、「医療観察法による通院処遇(通院医療)」を終了したとしても、あなたが、精神科の治療・リハビリテーションや社会復帰関連の援助などを利用できなくなるわけではありません。医療機関の変更などはあるかもしれませんが、一般的に行われている精神科の治療・リハビリテーションや社会復帰関連の援助などの制度を利用することは、可能です。

IV「(地域)処遇の実施計画」とケア会議

①「(地域)処遇の実施計画」

(模擬「(地域)処遇の実施計画書」と「クライシスプラン」を参照)

医療観察法による通院処遇(通院医療)の期間中は、あなたの地域での処遇(治療・ケア等)計画として、保護観察所の長による「(地域)処遇の実施計画」の作成が義務づけられています。そして、医療観察法における医療、精神保健観察及び援助は、この実施計画に基づいて行われなければならないと定められています。

「(地域)処遇の実施計画」は、あなたが通院処遇(通院医療)の期間中に地域での医療、精神保健観察及び援助を受けるための基礎となる重要なケア計画です。この「(地域)処遇の実施計画」は、保護観察所の開催するケア会議(1～3ヶ月程度の間隔で行われる)に、あなたが関係機関とともに参加して、必要な情報を共有し、あなたの意向や関係機関の意見を調整しながら、作成や見直しを行っていくことになっています。

□「(地域)処遇の実施計画書」内容は、

1「医療」における医療方針や通院及び訪問援助等の頻度、指示事項など

2「(福祉制度等)援助」の内容や方法

3「ケア会議」や「精神保健観察」での目的、接触の方法(訪問、出頭及びその頻度

等)、指導事項など多岐にわたっています。

※「(地域)処遇の実施計画」では、病状急変時等緊急時の対応、個別に対象者の病状悪化の誘因(病状悪化となってしまう原因)、前駆症状(病状悪化前の注意サインなど)、それに対する対象者自身、その家族、多職種チームの対処の仕方など、詳細な援助計画の作成が予定されている。

②ケア会議

※医療観察法 第108条 (根拠法)

保護観察所長は、指定通院医療機関の管理者や都道府県知事、市町村長との間において、必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努める。

医療観察法の「ケア会議」※とは、保護観察所が主催し、個々の医療観察法の通院対象者ごとに行われる地域でのケア会議です

※(入院対象者について、指定入院医療機関で行われる退院支援・地域ケア調整のため

に開かれる対象者・関係機関等の会議は、これと区別して「CPA会議」等といわれる)。

あなたの地域処遇における中心的な治療・ケア計画となる保護観察所の「(地域)処遇の実施計画」の作成や見直しのための協議すること、各関係機関による処遇の実施状況、あなたの生活状況など処遇に必要な情報を共有することなどを目的

として行われます。また、保護観察所が、裁判所に対して行う「処遇終了の申立て」や「通院期間延長の申立て」などの必要性についての検討や、病状や生活環境の変化に伴う医療・援助方法の変更などについても話し合われます。

参加者は、保護観察所の社会復帰調整官、指定通院医療機関の多職種チームを中心に、都道府県・市区町村の精神保健福祉等の関連職員、精神保健福祉センター・保健所等の職員、社会復帰関連施設職員などが参加します。あなたの地域生活における処遇計画について話し合われるのですから、あなた自身ももちろん参加することになっています。また、ご希望があれば、あなたのご家族も参加することができます。

その他、ケア会議の構成メンバー、開催頻度等については、都道府県単位で保護観察所と他の関係機関との間における合意により、各地域の実情に応じて決められることになっています。

IV 医療観察法における通院医療と精神保健福祉法による入院

【第4回】

「医療観察法における通院処遇(通院医療)」を受けている期間は、原則として、医療観察法と精神保健福祉法の双方が適用されることとなります。そのため、医療観察法における通院処遇(通院医療)の間中も、精神保健福祉法による以下の入院を行うことができます。また、あなたが、指定通院医療機関に通院しない、あるいは、「(地域)処遇の実施計画」や遵守事項などに定められた内容を全く守ることができないなど、様々な原因で、あなたの病状が非常に悪化してしまった場合は、保護観察所の申立てにより、地方裁判所が医療観察法での「指定入院医療機関」への入院を決定することもあります。

① 指定通院医療機関における精神科入院の医療費

指定通院医療機関における精神科の通院医療は、医療観察法が適用されます。あなたの医療費の自己負担部分についても公費から支給されますので、あなたのお支払いはありません。しかし、指定通院医療機関における精神科入院(医療保護入院、任意入院等)は、原則として医療観察法ではなく、精神保健福祉法が適用されることになっています。そのため、あなたの医療費の自己負担部分も、一般の精神科入院の医療費と同様に医療保険等を利用して、支払うこととなります。